

岡崎市女性委員人材リスト設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市の附属機関委員等への女性の登用を促進するため、様々な分野で活躍する女性の情報を「岡崎市女性委員人材リスト」（以下「人材リスト」という。）に登録し、提供を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策及び方針決定過程への女性の参画を推進することを目的とする。

（登録対象者）

第2条 人材リストに登録することができる者は、市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる18歳以上の女性で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福祉、教育、芸術等のあらゆる分野でいずれかの専門的な知識若しくは活動実績のある者、又は有識者若しくは有資格者
- (2) 附属機関等の委員又は過去に委員であった者
- (3) その他男女共同参画推進の観点から登録することが適当と認められる者

（登録の方法）

第3条 人材リストに登録するときは、自薦他薦に関わらず「女性委員人材リスト登録用調査票 学識経験者等用（様式1）」又は「女性委員人材リスト登録用調査票 公募委員等用（様式2）」を市長に提出するものとする。

- (2) 前項に規定する様式によらないものであっても、必要事項がすべて記載されているものであれば提出できるものとする。

（人材リストの活用）

第4条 人材リストは、次に掲げるときに活用するものとする。

- (1) 市の附属機関等の委員選定にあたり、情報を必要とするとき。
- (2) その他、市長が必要と認めるとき。

（人材リストの管理）

第5条 人材リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 人材リストに登録した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理しなければならない。
- (2) 人材リストは、定期的に登録内容を確認し、更新するものとする。ただし、変更事項が確認された場合は、随時修正を行う。

（登録の取消し）

第6条 次のいずれかに該当する者は、人材リストから登録を取り消すものとする。

- (1) 人材リストから登録の取消しを申し出た者
- (2) 人材リストの登録更新確認に対し回答が得られなかった者

- (3) 社会的信用を失墜する行為等により人材リスト登録者としてふさわしくないと認められた者

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

女性委員人材リスト登録用調査票

学識経験者等用

ふりがな 氏 名			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生	
住 所	〒				
連絡先	TEL		FAX		
E-mail					
勤務先					
活動分野 ※該当箇所に○ をご記入ください。 複数回答可。	☐ 男女共同参画・女性問題関連 ☐ 哲学・心理学・宗教 ☐ 政治・行政 ☐ 医学・保健衛生 ☐ 経済・経営・会計等 ☐ 自然科学・技術・産業 ☐ 法律 ☐ 情報・通信・宇宙 ☐ 労働 ☐ 都市問題 ☐ 社会 ☐ 国際関係・国際交流 ☐ 社会福祉 ☐ エネルギー・環境 ☐ 家族 ☐ 農業関係 ☐ 生活・家事 ☐ 歴史・地理・風俗・習慣・民俗学 ☐ 教育 ☐ 歴史・言語・文学 ☐ その他 ()				
自己紹介、PR、 活動履歴等					
審議会等登用歴	自治体名				
	審議会等名称				
	任 期				
	自治体名				
	審議会等名称				
	任 期				
	自治体名				
	審議会等名称				
	任 期				
	自治体名				
	審議会等名称				
	任 期				

女性委員人材リスト登録用調査票

公募委員等用

ふりがな 氏 名			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生
住 所	〒			
連絡先	TEL		FAX	
E-mail				
勤務先				
活動分野 ※該当箇所に○ をご記入ください。 複数回答可。	☐ 男女共同参画・女性問題関連 ☐ 文化・芸術 ☐ 政治・行政 ☐ 医学・保健衛生 ☐ 市民協働 ☐ 都市問題 ☐ 交通安全 ☐ エネルギー・環境 ☐ 図書館 ☐ 国際関係・国際交流 ☐ 社会福祉 ☐ 農業関係 ☐ 医療・健康保険 ☐ 地域活動 ☐ 食育 ☐ その他 ☐ 教育 ☐			
自己紹介、PR、 活動履歴等				
審議会等登用歴	自治体名			
	審議会等名称			
	任 期			
	自治体名			
	審議会等名称			
	任 期			
	自治体名			
	審議会等名称			
	任 期			
	自治体名			
	審議会等名称			
	任 期			